

最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第三十二号

最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則

(任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額の切替え)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第七条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

その者の施行日の前日における給料月額(以下

「旧給料月額」という。)- 848,000円

123,000円 × _____ + 844,000円

124,000円

(任期付職員条例第五条第四項の規定による給料月額の切替え)

第二条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)第五条第四項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

旧給料月額 - 808,000円

100,000円 × _____ + 804,000円

101,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。
(最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに
関する規則の廃止)
- 2 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに
関する規則(平成二十二年佐賀県人事委員会規則第三十二号)は、廃止する。